

令和4年12月14日

## 所得税の源泉徴収漏れ等について

上天草市が委託料等の支払をする際、支払相手方が個人事業主である場合、支払の内容に応じて所得税を源泉徴収して税務署へ納付する必要がありますが、この所得税の源泉徴収を行っていない等の事案が判明しましたので、公表します。

## 記

## 1 事案の経緯

令和4年8月29日から令和4年9月2日までの日程で、熊本西税務署により、本市から支払われている報酬、委託料等について、所得税の源泉徴収等が適正に行われているか、調査が実施され、その結果、複数の会計事務において所得税の源泉徴収漏れを指摘されました。

また、熊本西税務署の指示により、平成30年1月1日から令和4年7月31日までの期間に支払った報酬等の中で、源泉徴収をしていなかった所得税の額を集計し報告しました。

今般、熊本西税務署により、調査結果及び本市からの報告の内容が精査され、未徴収となっている源泉所得税等の額が確定したことから、お知らせするものです。

## 2 所得税の徴収漏れ等の概要

## (1) 給与（実人数）

①住宅借入金等特別控除計算（税率）誤り（1人）	102,300円
②扶養控除是正（8人）	161,900円
③税額適用表誤り（7人）	4,427,700円
④給与課税漏れ（6人）	50,579円
小計①	4,742,479円

## (2) 報酬（実人数、延べ件数）

①報酬・料金課税漏れ（原稿料、13人）	838,746円
②報酬・料金課税漏れ（委託料、132件）	15,218,740円
小計②	16,057,486円

所得税合計③=①+②	20,799,965円
加算税額④	1,939,000円
延滞税額⑤	500,000円
支払総額③+④+⑤	23,238,965円

### 3 事案発生の原因

- (1) 源泉徴収事務に関する知識が不十分であったこと。
- (2) 委託料や役務費は、報酬や謝礼と違い源泉徴収が不要と誤認していたこと。

### 4 今後の対応

所得税の源泉徴収義務を怠り納付していなかった源泉所得税を一旦市が支払い、その上で未徴収者に対して、謝罪と事案の経緯を説明し、所得税相当額の納付を求めるとともに、確定申告（修正・更生申告）の手続をお願いすることとします。

また、源泉所得税等の納付に係る必要な予算については、現在会期中の12月市議会定例会に追加議案として補正予算を提出することとします。

### 5 再発防止策

源泉徴収漏れとなった主な原因は上記3のとおりであり、今後、源泉所得税等の引去り及び納付の徹底を図る必要があることから、次の再発防止策に取り組みます。

- (1) 適正な源泉徴収事務・会計事務の徹底に向け、担当課から職員に注意喚起文書を発出します。
- (2) 個人事業主に該当するか否かの確認を徹底します。なお不明な場合は、税務署への問合せを徹底します。
- (3) 源泉徴収事務に係る研修会の実施等により制度に対する理解の徹底を図ります。

### 6 市長コメント

この度は、個人事業主の方々や市民の皆様には不適正な事務処理により、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びしますとともに、今後は、関係法令等の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

(問合せ先)

上天草市総務部総務課

担当：海崎課長、奥田課長補佐、  
佐藤係長

電話：0964-26-5527